

## 2018年2月通常会議 議案と請願に対する討論

2018年3月26日

立道 秀彦

私は日本共産党大津市会議員団を代表して

[議案第16号](#) 大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について

[議案第19号](#) 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第20号](#) 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第29号](#) 大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第39号](#) 地方独立行政法人市立大津市民病院定款の一部を変更することについて

に対する賛成討論、

[議案第17号](#) 平成30年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について

[議案第22号](#) 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第28号](#) 大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第31号](#) 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第32号](#) 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

に対する反対討論、

および、

[請願第1号](#) 国民健康保険の運営の都道府県化に伴う保険料や減免制度等に関する請願について  
賛成討論を行います。

まず、議案第16号 大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定についてであります。

この議案は、教育委員会の附属機関である「小中学校いじめ等対策検討委員会」が行ったいじめ防止対策推進法に基づく「重大事態に係る事実関係の調査報告」を受けた地方公共団体の長・市長が、当該報告に係る重大事態への対処、また当該事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認める時には、附属機関を設けて調査を行うことができるとする「いじめ防止対策推進法」第30条第2項に基づき、「重大事態再調査委員会」を設置するための条例を制定しようとするものです。

大津市では、教育委員会附属のいじめ等事案対策検討委員会と、市長の附属機関である大津の子どもをいじめから守る委員会を常設していじめ対策に取り組んでいます。いじめ等の防止をするためには、この二つの委員会がそれぞれの役割を果たすと同時に、連携して取り組んでいくことが重要であると考えます。しかし学校現場からは「何度も同じことを聞かれる」など両委員会の連携に対する疑問の声も出ています。重大事態再調査委員会の設置に反対するものではありませんが、まずは両委員会の連携、充実を図り、重大事態再調査委員会を開くことがないように取り組まれることを申し添え賛成するものです。

次に議案第19号 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第20号 大津市嘱託職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の改正について

は関連する議案であり一括して討論いたします。

臨時的任用職員の給与並びに嘱託職員の報酬を引き上げることは歓迎するものであります。しかし専門性をもち、継続的に雇用されている保育士や発達相談員、児童クラブ指導員など本来正規職員が配置されるべきところは、正規職員として雇用することを求めて賛成いたします。

次に議案第 29 号 大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

法律改正により、園路、広場等の公園施設の整備を一体的に行うことを条件に、民間事業者を公募し飲食店や売店などの誘客施設の設置や管理が行える制度が創設されたことから、大津市においても可能とする条例改正を行うものです。

都市公園はそもそも良好な都市環境を形成し、市民のレクリエーション活動や健康活動、文化活動などの場となるとともに、災害時の避難場所として提供されるなど、都市において多様な役割を果たすべきで、そうした空間で民間事業者の開発が可能になるという規制緩和自体には反対をするものです。

しかしながら大津市において、特になぎさ公園をはじめ湖岸縁の公園には、かねてより市民や来訪者が立ち寄ることができる飲食や売店の設置が望まれてきており、わが会派も要望に応えることを求めてきました。収益性を追求する余りに住民無視、あるいは利用者の意向を軽視するようなことがあってはなりませんし、なによりも公共の場であることから、企業の儲けの道具にならないよう市が責任を持ち、市民や利用者のニーズに応えることを求めて、本議案に賛成するものです。

次に議案第 39 号 地方独立行政法人市立大津市民病院定款の一部変更についてであります。

本議案は、市民病院が運営する介護老人保健施設の廃止に伴い、市民病院の定款の一部を変更するものです。

私ども日本共産党大津市会議員団は、市民病院は公立病院として市民の命、健康を守る安全・安心の医療を提供すべきであり、地方独立行政法人への移行には、経営の効率化が最優先されることを危惧し反対してまいりました。昨年秋、移行から一年を待たずして、地方独立行政法人に運営が引き継がれた看護学校や老人保健施設ケアセンターおおつの廃止の方向が示されました。

とりわけ老人保健施設ケアセンターおおつの廃止に伴い、高齢の利用者の方々やそのご家族には短期間に転院を余儀なくされ、不安や心配をおかけし、さらに職員についても職を奪われる事態に至ったことは、市として重く受け止め反省することを求めて、本議案に賛成するものです。

次に議案第 17 号 平成 30 年度における職員の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

本議案は、一般職の管理職も給与減額の対象になっています。景気が上向き傾向にあると言われていますが、国民の多くは景気回復が実感できる状況ではありません。2017 年 1 月に帝国データバンクが行った個人消費活性化に対する企業の意識調査では、景気回復のカギを握る個人消費活性化には賃金の増加が必要だという回答が 74%と、圧倒的な 1 位でした。地域でお金が循環する大本である給与の減額は、景気の回復を鈍らせ生活を圧迫することにつながります。よって一般職の管理職の給与減額は行うべきではないと考え反対するものです。

次に議案第 22 号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国の法律改正により、汚染土壌処理業、産業廃棄物処理業において、親子会社が一体的な経営を行うなど要件に適合すると認定されれば、産業廃棄物処理業の認可を受けないで親子会社一体で処理を行うことができる特例が設けられるなどの規制緩和に伴う手数料の設定が盛り込まれていることから本議案に反対いたします。

次に議案第 28 号大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

2000 年 4 月からスタートした介護保険制度は、高齢化が進む中、介護を必要とする状態になっても誰もが安心して生活が送れるように、介護を社会全体で支えることを目的とし作られた制度です。

しかし制度創設当初から、財源の負担割合は公費 50%、保険料 50%としたため、サービスを利用する人が増えれば増えるほど保険料が高くなるという構造的矛盾を抱えています。市民からは、「保険料はしっかり徴収されているのに、介護が必要になったときに必要なサービスが利用できないのはおかしい」、「保険料が高くて生活が大変」という声があがっています。

しかし本議案では、第 7 期大津市介護保険事業計画の策定に伴い、保険料を 3.25%引き上げ、被保険者に更なる負担増を押しつけようとしています。

市民生活を守るために保険料の大幅引き上げは止めるべきであると考え、本議案に反対するものです。

議案第 31 号 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案は、公営住宅の建て替え事業において、要件が緩和されることが含まれています。

公営住宅の集約化を行う場合に現地のみならず近隣地でも建て替えが可能になりますが、同時に戸数の削減も可能となります。今後さらに高齢化が進行し、独居老人の増加が見込まれる中、住居の課題解決のために公営住宅が果たす役割も大きくなることが予想されます。公営住宅を削減していくことに反対するもので、本条例改正に反対いたします。

議案第 32 号 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

わが会派は、公共施設等運営権（コンセッション方式）を活用し官民連携出資会社を設立してガス事業を運営すること自体に、採算性、継続性、安定性などの面で不安要素が払拭されず、公けの責任を放棄するものとして反対をするものであります。

本条例案で大津市ガス事業の在り方検討委員会を、任務が終了したために廃止することは理解するものです。一方、新たに設置する大津市ガス特定運営事業等審査委員会については、連携する事業者選定をはじめ事業内容に大きく関わること、新規事業なども含めた審査がなされると考えられます。これまで、在り方検討委員会の委員構成は市民の意見の反映という点で問題があると指摘してきましたが、今回の委員会の構成も同様であり、より市民の声が反映されるよう公募の市民を入れるなどすべきと考えるもので反対いたします。

次に請願第 1 号 国民健康保険の運営の都道府県化に伴う保険料や減免制度等に関する請願についてであります。

都道府県が財政運営の主体となる国民健康保険の都道府県化が 4 月から行われます。

国民健康保険は、日本国憲法第 25 条に明記された健康で文化的な最低限度の生活を、医療の面から保障するための国民皆保険制度を実現することを目的として制度化され、保険制度であると同時に社会保障制度でもあるのです。

国民健康保険の財政運営は、被用者保険のように保険料の事業主との折半ということがないため国庫負担を行って制度を支えています。当初は 45%あった国庫負担が現在では 3 割以下に削減されたことが、保険料が上がる大きな原因となり、被保険者の多くが低所得者であることと合わせて負担をさらに重くし、払いたくても払えない、無理をして払っても窓口負担を心配して医療にかかれないなどの矛盾が起こるのです。

今回の制度改革はこのような高い保険料、高い窓口負担という国民健康保険制度が抱える構造的な課題を解決するために行われたものであります。しかし先の国保運営協議会で示された本市の保険料は、県の仮算定に基づくとしながら大幅な負担増となっています。新年度予算はこの仮算定の保険料率により計上した予算であり、本請願のように市民からは負担増への不安や心配の声があがり広がっています。

厚生労働省は保険料算定にあたり、「各市町村は単に標準保険料率にそのまま合わせるのではなく、現行の保険料率の成り立ちを出発点に最終的な被保険者の負担に十分配慮された保険料の設定を行うことが重要だ」との方針を明確にしています。

本市においてもこうした市民の声や厚生労働省の方針を受け止め、国民健康保険法 1 条の「国民健康保険が社会保障の向上に寄与するもの」であるとの認識の下、被保険者の負担増に十分配慮することが求められています。

国は国庫負担 3,400 億円を投入することにより負担軽減を行うとしていますが、所得に対する保険料の負担率は協会けんぽが 7.5%、健保組合が 5.7%と比べて国民健康保険の 10%は非常に重い負担であります。少なくとも協会けんぽ並みの負担割合にしようとするれば 1 兆円が必要との厚生労働省の試算もあり、被用者保険並みに引き下げるために全国知事会からも 1 兆円の国庫負担を求める声があがっています。

このことから現状の国庫負担は、求められている水準と比べても不十分であり、負担軽減にも制度の矛盾解消にも到底及ばないものです。

よって本請願の趣旨である、被保険者の負担増にならないように、保険料算定においては、厚生労働省の方針に基づき必要に応じて一般会計からの繰り入れを行うことや、市独自の減免制度の維持・拡充をすること、さらに国に対して国庫負担の増額を求めてほしいということは市民として当然の願いであり、議会としてもその実現に向けて働きかける必要があると考え、本請願に賛成するものです。